

## チャイルドシート購入費助成事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、チャイルドシート購入費助成事業として町民に対しチャイルドシートの購入に際して、その助成を行うことにより、チャイルドシート等の活用意識を高め、その利用を促進し、交通事故による自動車同乗中の乳幼児の被害の軽減や安全運転意識の向上により交通事故防止を図る。

### (助成対象者)

第 2 条 湯前町に 6 か月以上住んでいる方で、乳児(生後 6 か月以内)を養育する保護者。

- 2 助成金の交付は、乳児 1 人に対し、1 回とする。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日以降に生まれた乳児を対象とする。

### (助成額)

第 3 条 チャイルドシート購入者に対し、購入額を助成。ただし 1 万円を上限とする。

### (購入条件)

第 4 条 購入費の助成を受けようとするチャイルドシート等については、店舗から購入した新品のものに限る。個人から購入したものは助成の対象外とする。

- 2 保安基準の認定(E マークなど)を受けたチャイルドシートに限る。

### (助成金の交付申請)

第 5 条 チャイルドシート購入費助成を受けるものは、乳児が出生から 6 か月以内、及びチャイルドシート購入から 6 か月以内に、購入助成申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付し、湯前町社会福祉協議会へ申請を行う。

- (1) チャイルドシートの製品名及び購入した日付の記載された領収証の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 乳児の生年月日がわかるもの(母子手帳、健康保険証等)写し
- (5) 通帳の写し